

○農林水産省告示第 号

商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律（平成二十九年法律第七十六号）第五条第一項の規定に基づき、鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施するための基本的な方針を次のように定められたので、同条第四項の規定に基づき公表する。

平成三十年 月 日

農林水産大臣 齋藤 健

鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施するための基本的な方針

この基本的な方針は、商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律（以下「法」という。）
（第五条第一項の規定に基づき、鯨類科学調査の意義を明らかにするとともに、鯨類科学調査により収集する科学的情報に関する目標を定めるほか、当該目標を達成するために必要な鯨類科学調査の実施、鯨類科学調査の実施体制、妨害行為の防止及び妨害行為への対応、鯨類科学調査により得られた科学的知見の国内外における普及及び活用等並びに鯨類科学調査のために捕獲した鯨類の調査終了後における利用に関する基本的事項並びにその他鯨類科学調査の安定的かつ継続的な実施に関する重要事項を定めるものである。

第一 鯨類科学調査の意義に関する事項

鯨類は重要な食料資源であり、他の海洋生物資源と同様に科学的根拠に基づき持続的に利用すべきものであるとともに、我が国において鯨類に係る伝統的な食文化その他の文化及び食習慣を継承し、並びに鯨類の利用に関する多様性が確保されることが重要である。

十九世紀から二十世紀半ばまで、鯨油採取を始めとする大規模な産業目的で世界的に鯨類資源が乱獲されていたが、昭和二十三年（千九百四十八年）以降、鯨族の適当な保存を図って捕鯨産業の秩序のある発展を可能にすることを目的として設立された国際捕鯨委員会（以下「IWC」という。）の下で、科学的根拠に基づき商業捕鯨の捕獲枠が管理されてきた。

しかしながら、千九百七十年代以降、動物愛護や環境保護などの運動の高まりを受けて、昭和四十七年（千九百七十二年）に開催された国連人間環境会議で十年間の商業捕鯨モラトリアム勧告が採択されたのを嚆矢として、大規模な商業捕鯨を停止した諸国を中心に、商業捕鯨管理体制における例外措置として商業捕鯨を一時的に停止しようとする動きが活発化した。

IWCにおいては、商業捕鯨モラトリアムの導入が提案された当初は、鯨種や系群ごとに異なる資源状

況を踏まえ、包括的に商業捕鯨を停止しようという当該勧告には科学的な正当性がないとして、商業捕鯨を停止する旨の提案は否決されていた。しかし、以後累次にわたり、商業捕鯨モラトリアムの導入が議論された結果、昭和五十七年（千九百八十二年）に、鯨類資源に関する科学的知見の不確実性を理由に国際捕鯨取締条約の附表10(e)が採択され、大型鯨類の商業捕鯨が一時的に停止されることとなった。

鯨種や系群による資源状況の差異にかかわらず一律に商業捕鯨を全面的に認めないという考え方は、科学的根拠に基づくものではない。さらに、このような極端な考え方を広く適用すれば、鯨類以外の多くの海洋生物資源の利用も否定されることに繋がりがかねない。これらの観点から、我が国は、一部の鯨種や系群については十分な資源が存在することがIWCでも認められており、全面的モラトリウムには科学的根拠が欠けているとの理由で、当該附表の採択に異議申立てを行ったが、その後、当時の国際情勢等を踏まえて、異議申立てを撤回し、昭和六十三年（千九百八十八年）以降、商業捕鯨を中断している。

その一方で、附表10(e)の規定は、「この(e)の規定は最良の科学的助言に基づいて検討されるものとし、委員会は、遅くとも千九百九十年までに、同規定の鯨資源に与える影響につき包括的評価を行うとともに、この(e)の規定の修正及び他の捕獲頭数の設定につき検討する」としている。実際に、IWCは、平成六

年（千九百九十四年）に商業捕鯨のための持続的な捕獲量を算出する手法（改訂管理方式（RMP））に合意した。しかし、その後現在に至るまで、IWCにおける政治的対立が原因で、附表10(e)の規定に基づき当該手法を実際に適用して捕獲頭数を設定することは行われておらず、IWCの設立目的である鯨類資源の持続的利用が図られていない状況にある。

このような背景の下、我が国は、科学的根拠に基づいて海洋生物資源を持続的に利用するとの原則に則り、商業捕鯨の早期再開を目指しているところである。この目標に向け、附表10(e)に規定されているとおり、商業捕鯨モラトリウムを解除して適切な捕獲頭数を設定するための科学的情報を収集するため、鯨類科学調査を実施するものである。

第二 鯨類科学調査により収集する科学的情報に関する目標

一 鯨類の個体数、系群構造、年齢組成、性成熟情報その他商業捕鯨を実施する際に適切な捕獲枠を含む管理方策等を策定するために必要となる科学的情報を収集すること。

二 鯨類の食性、餌料生物を始めとする生態学上関連する種、生息環境その他鯨類と海洋生態系との関わりを解明するために必要となる科学的情報を収集すること。

三 その他鯨類及び関連する生態系全般の持続的利用に資すると認められる情報を収集すること。

第三 第二の目標を達成するために必要な鯨類科学調査の実施に関する基本的事項

一 鯨類科学調査の計画策定及び実施に当たっては、平成二十六年（二千十四年）の国際司法裁判所（I C J）の判決の趣旨を踏まえるとともに、我が国が締結した条約その他の国際約束及び確立された国際法規並びに法令を遵守する。

二 鯨類科学調査計画の策定に当たっては、法第七条第一項の指定鯨類科学調査法人（以下「指定鯨類科学調査法人」という。）、「国立研究開発法人水産研究・教育機構その他鯨類に関する専門的な知識を有する国内外の研究機関と協力するものとする。

三 科学的な合理性に照らして鯨類科学調査が鯨類の捕獲を伴って実施される場合、捕獲を伴う調査と非致死的手法による調査とを適切に組み合わせることとする。

四 鯨類科学調査の実施に当たっては、必要に応じ、国内外の研究機関と連携することとする。

第四 鯨類科学調査の実施体制に関する基本的事項

一 鯨類科学調査は、指定鯨類科学調査法人及び法第八条第一項の規定により鯨類科学調査を実施する主

体とされた者（以下「調査実施主体」という。）が行う。

二 鯨類科学調査は、調査対象鯨種、調査水域、海洋環境、調査目的等の要素を勘案し、調査母船、目視採集船等を用いた母船式調査、小型捕鯨船を用いた沿岸基地式調査、目視調査船を用いた目視調査等を適切に組み合わせて実施する。

三 政府は、所要の財政措置を通じ、鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施するために必要な資金に係る支援を行う。

四 政府は、鯨類科学調査に関し、調査実施主体と緊密に連絡を取るとともに、鯨類科学調査が適切に実施されるよう、必要に応じ、国立研究開発法人水産研究・教育機構その他鯨類に関する専門的な知識を有する国内外の研究機関と相談の上、助言を行うこととする。

五 政府は、鯨類科学調査の安定的かつ継続的な実施のため、鯨類に関する科学的な調査研究を行う人材の養成及び確保、調査母船、目視採集船等の鯨類科学調査の実施のための船舶及びその乗組員の確保その他鯨類科学調査の実施体制の整備に必要な措置を講ずるものとする。

第五 妨害行為の防止及び妨害行為への対応に関する基本的事項

一 水産庁、内閣府総合海洋政策推進事務局、警察庁、法務省、外務省、海上保安庁等の関係行政機関は、鯨類科学調査を安全に実施できるよう、必要に応じ、相互に情報共有を行うこととする。

二 関係行政機関は一体となり、それぞれの所掌事務に応じて、調査実施主体に対して妨害行為の防止及び妨害行為への対応に資する情報提供等の支援を行うこととする。

三 鯨類科学調査が、妨害行為の発生が予想される海域や時期に実施される場合は、各調査航海の前後に、関係行政機関と調査実施主体との間において、妨害行為に対応して講ずべき措置及び実際の妨害行為の具体的内容について情報共有を行うなど、相互に緊密に連携することとする。

四 水産庁は、必要に応じ、調査船団の安全かつ円滑な活動に資するため、水産庁監視船を派遣し、反捕鯨団体の妨害船についての動静把握、調査船団に対する助言及び指導、妨害行為に対する妨害船への警告、調査船団の安全かつ円滑な活動を確保するための調査船団近辺への占位等を行うこととする。

五 政府は、外国船舶による妨害行為の防止又は外国船舶による妨害行為への対応のため、外交上適切な措置を講ずるとともに、我が国で妨害行為を行うおそれがある外国人の上陸の拒否その他の必要な措置を講ずるものとする。

六 水産庁は、妨害行為の防止及び妨害行為への対応を行うに当たり、関係行政機関に対して協力するよう求めることができるものとする。また、内閣府総合海洋政策推進事務局は、必要に応じ、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）に従い、関係行政機関の間での総合調整を行う。

第六 鯨類科学調査により得られた科学的知見の国内外における普及及び活用等に関する基本的事項

一 政府は、鯨類科学調査により得られた科学的知見について、国内外の研究に有効に利用されることを目的に、IWCを始めとする関連国際機関における報告、学術雑誌への投稿、日本哺乳類学会等の学会における報告、書籍の刊行等の方法により国内外に発信することとする。

二 政府は、鯨類科学調査の意義に関する国内外における理解を深めることを目的に、鯨類科学調査により得られた科学的知見について、一般市民に向けて分かりやすく解説するため、メディアへの公表、パンフレットの作成及び配布、インターネットサイトへの掲載等の方法により広く国内外に発信することとする。

三 政府は、調査実施主体が行う情報発信活動を支援することとする。

四 政府は、鯨類科学調査で得られた科学的知見について、関係国や関係国際機関等に情報共有すること

とする。

第七 鯨類科学調査のために捕獲した鯨類の調査終了後における利用に関する基本的事項

一 政府は、鯨類科学調査のために捕獲した鯨類のうち必要な調査を終了したものについては、国際捕鯨取締条約に従って実行可能な限り加工し、副産物として合理的な範囲内で有効に利用されるよう必要な措置を講ずるものとする。また、調査実施主体は、副産物の販売により収入を得た場合には、その収入を鯨類科学調査の実施のための経費に充当するものとする。

二 当該利用は、鯨類に係る伝統的な食文化その他の文化及び食習慣を有する地域への流通や学校給食等を始めとする公益性のある利用に配慮した手法で行うものとする。

三 政府は、鯨類科学調査のために捕獲した鯨類の加工、販売等を行う事業者その他の関係者に対し、その事業等を妨害されることについての不安を生じさせることがないように、情報提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

第八 その他鯨類科学調査の安定的かつ継続的な実施に関する重要事項

一 政府は、第三から第七までに掲げる事項のほか、必要に応じ、鯨類科学調査の安定的かつ継続的な実

施のために必要な措置を講ずるものとする。

二 政府は、鯨類の持続的利用に必要な科学的情報を収集する目的で実施される鯨類科学調査以外の鯨類に関する科学的な調査について、鯨類科学調査と共通の目的を有することに鑑み、必要に応じ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

イ 妨害行為の防止及び妨害行為への対応

ロ 鯨類に係る伝統的な食文化及び鯨類の利用に関する多様性の確保に関する国内外の理解を深めるための適切な情報発信等